平成14年12月16日例規 (刑·警) 第79号

警察本部長

[沿革] 平成22年7月例規(刑・警)第33号 平成26年3月例規(警)第14号各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成15年1月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、捜査実務研修要領の制定について(平成4年例規(刑)第23号)は、廃止する。 別添

捜査実務研修所における幹部研修要領

第1 趣旨

この要領は、捜査実務研修所において行う一定の捜査実務経験を有しない幹部に対する必要な知識及び技術を習得させるための幹部研修(以下「研修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 研修生の指定

- 1 本部長は、生活安全部長、刑事部長、交通部長又は警備部長の推薦に基づき、捜査実務研修所における幹部研修の対象者を指定するものとする。
- 2 指定は、前記1の対象者に対し、刑事部刑事総務課及び推薦した部の庶務担当課に兼務発 令することにより行う。
- 3 指定の解除は、兼務の解除をもって行うものとする。

第3 推薦基準

生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長は、捜査実務経験のない警部補(昇任予定者を含む。)で、勤務成績が優秀な捜査幹部候補者を、警務部警務課長を経由して本部長に推薦するものとする。

なお、現に当該部門に登用している警部補で、捜査実務経験に乏しい者についても推薦できるものとする。

第 4 研修期間等

- 1 研修期間は、おおむね1年間とし、研修開始日及び修了日は、その都度、本部長が定める。
- 2 研修先ごとの期間は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 刑事部各課における研修期間は、2か月間とする。
 - (2) 署の刑事課における研修期間は、10か月間とする。ただし、生活安全部、交通部又は 警備部からの推薦に基づき指定した捜査実務研修所における幹部研修生(以下「研修生」 という。)については、署の刑事課における研修を5か月間実施した後、原則として推薦 した部の事務をつかさどる署の課で5か月間の研修を実施するものとする。
- 3 研修生に適格性がないと認める場合は、おおむね7か月間で研修生の指定を解除するものとする。
- 4 研修修了者に対しては、修了証書(別記様式第1号)を交付するものとする。

第5 指導体制及び任務

1 指導体制

研修における指導体制は、次のとおりとする。

区分		指導責任者	指導実施者	指導補助者
県本部		搜查実務研修所長	捜査実務研修所副所長	捜 査 実 務 研 修 所 所 長 補 佐
刑事	刑事官 配置署	刑事官	刑事第一・第二課長	搜查係長
課	その他	署長	刑事課長	捜査係長

		の署		(刑事生活安全課長)	
器有	生活 安全 課	刑事官配置署	刑事官	生活安全課長	係長
		その他 の署	署長	生活安全課長 (刑事生活安全課長)	係長
		け交通	地域交通官又は交通 官	交 通 課 長	係 長
		その他 の署	署長	交通課長	係長
	警備課		署長	警備課長 (外事課長)	係長

- 注 署の指導補助者は、指導責任者が捜査係長等の中から知識、経験等を考慮して指定するものとする。
- 2 指導責任者等の任務
 - (1) 指導責任者

ア 県本部の指導責任者は、研修に関し、次の事務を行うものとする。

- (ア) 学習指導案及び指導要領の作成に関すること。
- (イ) 県本部における研修計画の策定及び署における教養計画の策定に関すること。
- イ 署の指導責任者は、研修に関し、次の事務を行うものとする。
 - (ア) 研修先における研修生の総合的な指導に関すること。
 - (イ) 教養計画の適正な推進に関すること。
- (2) 指導実施者

指導実施者は、指導責任者の指揮を受け、直接指導に当たるとともに、研修の進ちょく 状況を把握した上で、効果的な実務指導のための検討会を開催するなど、実効ある研修の 運用に当たるものとする。

(3) 指導補助者

指導補助者は、指導責任者及び指導実施者の指揮を受け、捜査実務の実践的な指導について積極的な補助に当たるものとする。

- 第6 研修内容等
 - 1 研修は、研修内容(別表)に基づき行うものとする。
 - 2 習得記録簿の作成及び保管
 - (1) 指導責任者は、習得記録簿(別記様式第2号)を研修生に作成させ、毎月1回提出させて、研修の進ちょく状況を確認するものとする。

なお、習得記録簿のうち捜査指揮表右欄の評価及び指導事項欄については、署指導実施者が記載するものとする。

- (2) 指導責任者が刑事官、地域交通官又は交通官である場合は、前記1の結果を署長に報告するものとする。
- (3) 習得記録簿は、研修期間中研修生が保管し、県本部指導実施者の巡回指導等の際に閲覧できるようにしておくものとする。
- 第7 生活安全部、交通部及び警備部の責務
 - 1 生活安全部、交通部及び警備部の庶務担当課長(以下「関係庶務担当課長」という。)は、研修の実施に際して、捜査実務研修所長の求めに応じ、教養計画の策定や当該部門の教養担当者を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。
 - 2 関係庶務担当課長は、当該部から推薦した研修生の教養効果を確実に検証するとともに、 捜査実務研修所長と協力して実効ある研修をさせるように努めること。
- 第8 県本部における研修

捜査実務研修所長は、研修期間中、研修生に対し、必要に応じて県本部で補習指導を実施するものとする。

第9 研修実施上の留意事項

署の指導責任者は、研修生を複数の係における捜査に従事させるなどして、研修生が効果的に捜査技能を習得できるよう配意すること。

以下別表等省略